

## 岡山県産学連携スタート補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県産学連携スタート補助金(以下「補助金」という。)の交付については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、岡山県内(以下「県内」という。)の産業振興のため、県内中小企業が産学連携の第一歩を踏み出すために、大学等との共同研究に必要な経費の一部を補助することにより、県内中小企業の技術力及び企画提案力を向上させ、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、県内に本社もしくは事業所等を置く、従業者数100人未満の事業者であり、補助金交付申請日以前の20年間に、大学等との有償の共同研究の実績がない事業者(以下「補助事業者」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

一 県税及び手数料を滞納している者

二 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

四 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付対象事業の内容等)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容等は別表のとおりとし、知事が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、補助事業としない。

一 国、県又は市町村から補助金又はこれに類するものを受けている事業

二 他の公的機関から共同研究に要する経費の補助を受けている事業

三 共同研究に技術開発に関する内容が含まれていない事業

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知の内容又はこれに付された条件に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第 3 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(補助事業の廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業廃止承認申請書(様式第 4 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(現地調査等)

第 11 条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の進捗について現地調査等を行うことができるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第 5 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、第 10 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 10 日を経過した日又は補助金交付決定年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求等)

第 15 条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払(精算払)請求書(様式第 7 号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 16 条 知事は、第 10 条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還が期限内になされない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(財産の処分及び管理)

第 17 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」と

いう。)を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げる耐用年数を経過する日以前に処分(事業の用途以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加に係る価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより、当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、著作物の創作等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権(以下「産業財産権等」という。)を補助事業の実施期間に出願し、登録し若しくは取得し、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定(以下「取得等」という。)したときは、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(成果の発表及び普及)

第19条 補助事業者は、知事はその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(証拠書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

補助事業の内容	新技術開発、新製品開発又は既存技術の高度化等のテーマに関する大学等との共同研究
研究実施場所	県内で行うこと。複数ある場合、そのうち一つは、必ず県内であること。
補助限度額	500千円
事業期間	交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の2月末日まで
補助率	補助対象経費の1/2以内(次世代電池関連分野、AI・IoT関連分野、自動車要素技術関連分野については2/3以内) ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額

補助対象経費	共同研究費（大学等との共同研究契約に基づき当該大学等に支払う共同研究費） ※大学等に現物支給する場合の消耗品費等は含まない。 ※消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）、振込手数料は含まない。
--------	--

令和 年 月 日

岡山県知事

殿

(住 所)  
(申 請 者 名)  
(代 表 者 名)

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交 付 申 請 額 円
- 2 補 助 事 業 の 内 容 別紙「補助事業実施計画書」のとおり

※住所は、本社所在地を記載してください。

## 補助事業実施計画書

## 1 申請者の概要（交付決定の場合、公表することがあります。）

設立年月日	年 月 日		
資本金	千円	従業者数 (※1)	人
研究開発 担当者	部署： 役職： 氏名：		
研究実施場所 (※2)	〒 ー		

(※1) 申請日の属する年度の4月1日時点の従業者数を、経済産業省が所管する工業統計調査で示す算式により算出すること。

(※2) 複数ある場合、全て記載すること。

## 2 共同研究の概要

共同研究 テーマ名	(交付決定の場合、公表することがあります。)		
共同研究 テーマの分野 ※該当するものに「○」を記入	<input type="checkbox"/> 次世代電池関連分野 <input type="checkbox"/> AI・IoT関連分野 <input type="checkbox"/> 自動車要素技術関連分野 <input type="checkbox"/> 上記以外の分野		
共同研究 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
共同研究先の 大学等の名称			
大学等の 研究担当者	所属学部学科等		氏名
	研究分野の詳細やこれまでの実績等		

研究分担内容	
公的補助金等の交付の有無	

### 3 申請者の研究開発実施体制及び研究開発に対する意欲

研究開発実施体制 (※3)	
研究開発に対する意欲 (※4)	

(※3) この補助事業に限らず、通常の研究開発を行う体制（例：研究開発人員は、●●課で専任●人、兼任●人、▲▲課で専任▲人、兼任▲人など）を記載すること。

(※4) 研究開発に対する申請者の意欲や考えを記載すること。

### 4 共同研究の具体的内容

- ・研究の目的

- ・研究実施スケジュール

- ・研究の具体的内容

- ・期待される効果

- ・研究の将来ビジョン

## 5 経費の内容

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金 申請額	備考（積算根拠）
A 共同研究費	円	円	円	
B 消費税等	円			
合計（A+B）	円	円	円	

（注意事項）

- 1 消費税等の額は補助対象経費に含まないので、「A 共同研究費」欄には、消費税等の額を控除した額を記載すること。
- 2 共同研究テーマの分野により補助率が異なります。
- 3 補助金申請額は、千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 4 交付決定の場合、支出が確認できる証拠書類を保存すること。

## 6 その他の提出書類

- ・別紙誓約書
- ・暴力団の排除に係る誓約書
- ・県税の完納証明書
- ・企業案内等（ある場合のみ）

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった上記補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付で交付申請のあった令和 年度岡山県産学連携スタート補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助事業者は、岡山県補助金等交付規則及び岡山県産学連携スタート補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。
4. 補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。  
また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときはその返還を行わなければならない。
5. 補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
6. 知事が別に定める期間内に、取得財産等を処分しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

令和 年 月 日

岡山県知事

殿

(住所)

(補助事業者名)

(代表者名)

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金に係る補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 共同研究テーマ名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

※住所は、本社所在地を記載してください。

岡山県知事

殿

( 住 所 )

( 補助事業者名 )

( 代表者名 )

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金に係る補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により廃止したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 10 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 共同研究テーマ名
- 2 廃止の時期
- 3 廃止の理由

※住所は、本社所在地を記載してください。

岡山県知事

殿

( 住 所 )

( 補助事業者名 )

( 代表者名 )

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 12 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究テーマ名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延の内容及び原因（遅延の原因を立証する書類を添付すること。）
- 5 遅延に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

※住所は、本社所在地を記載してください。

岡山県知事

殿

(住所)

(補助事業者名)

(代表者名)

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助事業の成果 別紙「補助事業実績報告書」のとおり

※住所は、本社所在地を記載してください。

## 補助事業実績報告書

## 1 共同研究の内容等

研究開発 担当者	部署： 役職： 氏名：			
共同研究 テーマ名				
共同研究契約 締結日	令和 年 月 日			
共同研究 契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
共同研究先の 大学等の名称				
大学等の 研究担当者	所属学部学科等		氏名	
研究実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
研究分担内容				
研究実施場所 (複数ある場合、全 て記載すること)				

共同研究の内容（ページ数に制限はありませんので、必要に応じて適宜、行を追加してください。）

## 1 研究内容

## 2 研究結果の概要

## 2 経費の内容

経費区分	補助事業に 要した経費	補助対象 経費	補助金額	備考（積算根拠）
A 共同研究費	円	円	円	
B 消費税等	円			
合計（A+B）	円	円	円	

### （注意事項）

- 1 消費税等の額は補助対象経費に含まないので、「A 共同研究費」欄には、消費税等の額を控除した額を記載すること。
- 2 共同研究テーマの分野により補助率が異なります。
- 3 補助金実績額は、千円未満を切り捨てた額を記載すること。

## 3 その他の提出書類

- ・共同研究契約に係る見積書の写し
- ・共同研究契約書の写し
- ・大学等からの請求書の写し
- ・大学等へ共同研究費を支出した証拠書類（銀行振込明細書等）の写し
- ・研究成果報告書

岡山県知事

殿

(住所)

(補助事業者名)

(代表者名)

印

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金概算払（精算払）請求書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、岡山県産学連携スタート補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円 也

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 交付決定額   | 円 |
| 2 概算払受領済額 | 円 |
| 3 今回請求額   | 円 |
| 4 残 額     | 円 |

5 振込先

金融機関名、店舗名 :

預金種別 :

口座番号 :

口座名義 (カタカナ) :

※住所は、本社所在地を記載してください。

岡山県知事

殿

(住所)

(補助事業者名)

(代表者名)

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金に係る取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、取得財産等を次のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条の規定により、承認を申請します。

記

1 共同研究テーマ名

2 品目及び取得年月日

3 取得価格及び時価

4 処分の方法

5 処分の理由

※住所は、本社所在地を記載してください。

岡山県知事

殿

(住所)

(補助事業者名)

(代表者名)

令和 年度岡山県産学連携スタート補助金に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、下記のとおり産業財産権等の取得等をしたので、岡山県産学連携スタート補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 種類 (産業財産権等の種類及び番号)
- 2 取得年月日
- 3 概要
- 4 相手先及び条件 (譲渡及び実施権設定の場合)

※住所は、本社所在地を記載してください。